

東財発第556号
平成20年10月22日

関係各位 殿

東海村長 村上 達也
(公 印 省 略)

工事請負契約書第25条第5項「単品スライド条項」の
適用の拡充について（お知らせ）

工事請負契約書第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、平成20年8月8日付けで適用したところですが、その後の経済情勢を鑑みると、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となる恐れがあると認められるため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の適用を拡充することといたします。

記

1 適用拡充

原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格に著しい上昇が認められる場合には、鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算出した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

2 適用日

平成20年10月22日

3 請負代金額の変更手続きの特例

工期の末日が適用日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとする。